

「晴っ楽っ生涯学習講座」講師側規定事項

(1) 講座の趣旨

地域において、個人や団体が有する知識や経験をより多くの人へ広められる場を創出することで、地域住民の社会教育・生涯学習活動のさらなる活性化を図る。

(2) 開催する講座に附す条件

前項の趣旨に則った内容であることに加え、下記の事項全てに該当する事を開催条件とする。

1. 講師は「小諸市晴っ楽っ人材バンク」登録者であること

なお、開催希望と合わせて登録する場合は可とする。

2. 規定の開催頻度・開催数を越えること

開催頻度：月に1～2回程度

開催期間：半年から一年

開催時間：1回につき4時間以内

ただし、期間や回数が講座の性質上限定される、など相応の理由がある場合は除く。

3. 講座は講師及び参加者が主体で運営すること

会場準備から必要な部材等の調達を含め、講座開催に要する事項は講師と参加者が手配するものとする。

また、材料費等で参加者から費用徴収が必要な場合は、事前に公民館へ金額等を申し伝えることとする。

なお、会場は小諸市公民館とし、部屋とそれに附帯する備品の確保については公民館側が請け負うほか、使用料等は全額免除とする。

4. 参加者数が5名以上であること

募集人員が5名に満たない場合は開催しないものとする。

ただし講師及び参加希望者全員がその状況でも開催を希望する場合は「一般団体」扱いで施設利用を許可する（一年に限る）。

なお、その場合受講料及び謝礼金、並びに使用料免除に関する規定は適用外とする。

5. 政治・宗教関係並びに営利目的ではないこと

特定の政治的・宗教的な思想に寄った内容、並びにそうした活動・勢力への勧誘的側面が含まれる講座は対象外とする。

また、材料費以上の費用負担を参加者に求め、その理由が講師側の収益・営利的行為と判断される内容も対象外とする。

(3) 講師謝礼金について

講座開催に際して、公民館側より講師謝礼金として「講座1回につき3,000円」を支払う。支払いは講座終了後に報告書を提出し、実際の開催数を確認後に行うこととする。

(4) その他

講座終了後、講師は公民館側へ参加した人数や開催数、費用等の詳細を報告するものとする。

なお、参加者が以後も団体として恒常的に集まって活動をする意向がある場合は、別途「公民館利用登録団体」として認定できるものとする。